

3. 2 環境情報部環境監視情報課

3. 2. 1 環境監視業務

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法及びダイオキシン類対策特別措置法の法定受託事務として、大気、水質、ダイオキシン類及び自動車騒音の常時監視を実施した。なお、環境監視業務のうち、大気常時監視に係る微小粒子状物質成分分析における環境監視情報課の所管外の業務及び外部委託により実施した常時監視に係る分析値の精度管理調査業務については、調査研究部が分担した。

(1) 大気常時監視

大気汚染防止法第22条に基づき、大気汚染常時監視測定局を維持、運用して大気汚染状況の集中監視を実施した。集中監視は、表3.2.1-1に示す大気常時監視測定局に設置した自動測定機を専用回線で結んだ環境監視システムを運用し、オンラインで測定データを収集して監視を行うとともに、光化学スモッグ注意報等の各種大気汚染情報の提供を行った。このほか、微小粒子状物質成分分析のうちの一部業務及び有害大気汚染物質モニタリング調査を実施した。

表 3.2.1-1 平成 26 年度大気汚染常時監視体制 (局数)

項目	管理区分	一般局 ^{注1}	自排局 ^{注2}	移動測定局	研究用測定局	立体気象観測局	合計
光化学オキシダント	県	16 ^{注3}	0	1	1	0	18
	政令市	44	0	0	0	0	44
微小粒子状物質	県	10	7 ^{注4}	1	0	0	18
	政令市	32	12	0	0	0	44
浮遊粒子状物質	県	15	8	1	0	0	24
	政令市	45	22	0	0	0	67
窒素酸化物	県	15	8	1	1	0	25
	政令市	45	22	0	0	0	67
二酸化硫黄	県	8	0	0	0	0	8
	政令市	42	0	0	0	0	42
一酸化炭素	県	0	4	0	0	0	4
	政令市	3	12	0	0	0	15
非メタン炭化水素	県	10	0	0	0	0	10
	政令市	20	7	0	0	0	27
気象 (風向風速)	県	11	0	1	1	2 ^{注5}	15
	政令市	44	2	0	0	0	46

注1 一般環境大気測定局をいう。以下同じ

注2 自動車排出ガス測定局をいう。以下同じ

注3 H26.9に運用を開始した箱根町宮城野測定局を含む

注4 H27.1に運用を開始した厚木市水引局を含む

注5 H26.10に運用を終了

事業名又は項目	概要
ア 大気常時監視測定局の維持管理	<p>(ア) 大気常時監視測定局の整備 県が管理する測定局について、次のとおり新設、廃止等を行った。過去5年間の県管理測定局数の推移を表3.2.1-2に示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ H26.9に一般環境大気測定局として箱根町宮城野測定局を新設し、光化学オキシダントの測定を開始した。 ▶ H26.10に環境監視システムの更新に伴い、TVK 鶴見局及びTVK 平塚局の2局の立体気象観測局の運用を終了した。 ▶ H27.1にH26.3をもって休止していた自動車排出ガス測定局の国設厚木局の設置主体変更を行い、厚木市水引局として微小粒子状物質の測定を開始した。 <p>(イ) 自動測定機の整備 自動測定機の新設及び更新をつぎのとおり行った。過去5年間の自動測定機の稼働数の推移を表3.2.1-3に示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 箱根町宮城野測定局にオキシダント自動測定機を新規設置した。 ▶ オキシダント自動測定機9台、窒素酸化物自動測定機1台、一酸化炭素自動測定機1台、浮遊粒子状物質自動測定機1台及び風向風速計3台を更新した。 <p>(ウ) 自動測定機の維持管理 県が管理する一般環境大気測定局16か所、自動車排出ガス測定局9か所、移動測定局1か所、立体気象観測局2か所、研究用測定局1か所計29か所((ア)で示した年度途中に設置、廃止した測定局を含む)の自動測定機の保守管理を外部委託により行った。</p>

表3.2.1-2 過去5年間の県管理大気常時監視測定局数(年度末)の推移

区分	H22	H23	H24	H25	H26
一般局	15	15	15	15	16
自排局 ^{注1}	9	9	9	9	9
移動測定局	2	2 ^{注2}	1	1	1
研究用測定局	1	1	1	1	1
立体気象観測局	2	2	2	2	2

注1 国が設置し県が管理を行う国設厚木局を含む

注2 H23年度末に移動局を1局廃止

表3.2.1-3 過去5年間の自動測定機の稼働数(年度末)の推移

測定項目	H22	H23	H24	H25	H26
光化学オキシダント	18	18	17	17 (1)	18 (10 ^{注4})
微小粒子状物質	2 (2 ^{注1})	2	6 (4 ^{注2})	18 (11 ^{注3})	18
浮遊粒子状物質	26	27	26	25	24 (1)
窒素酸化物	27	27	26	26 (1)	25 (1)
二酸化硫黄	17	17	16	8	8
一酸化炭素	10	9	5	5 (1)	4 (1)
非メタン炭化水素	17	17	16	11	10
気象(風向風速)	20	20	19 (6)	16 (3)	15 (3)

※ ()内は、その年度に更新を行った台数で、内数

※ 国設厚木局に設置する自動測定機を含む。ただし、微小粒子状物質の等価性が認められない機種を除く

注1 新設2台。自動測定機以外に微小粒子状物質採取装置4台を新設

注2 新設4台

注3 新設11台

注4 新設1台を含む

事業名又は項目	概要
イ 環境監視システムの運用	<p>(ア) 環境監視システムの維持管理 自動測定機を専用回線で結び、測定データを収集、表示、解析するための専用のコンピュータシステムである環境監視システムを更新するため、新システムの開発を行った。旧システムはH27.2まで運用を行い、3月から新システムの運用を開始した。同システムの保守管理を外部委託により行った。</p> <p>(イ) 環境監視システムを用いた緊急時措置 神奈川県大気汚染緊急時措置要綱及び光化学大気汚染緊急時措置等に係る実施細目に基づき、環境監視システムを運用して次のとおり緊急時措置を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 前日 B 型情報^{注1}の発令 : 県下全域に対し7回 (H26.5 : 1回、6月 : 1回、7月 : 5回) 発令した。このうち4回は、翌日に光化学スモッグ注意報の発令に至った。 ▶ 当日 B 型情報^{注1}の発令 : 県下全域に対し7回 (H26.7 : 6回、8月 : 1回) 発令した。このうち1回は、光化学スモッグ注意報の発令に至った。 ▶ 当日 A 型予報^{注2}の発令 : 県下全域に対し7回 (H26.6 : 3回、7月 : 4回) 発令した。このうち6回は、光化学スモッグ注意報の発令に至った。 ▶ 光化学スモッグ注意報の発令 : 次のとおり光化学スモッグ注意報を計9日発令した。被害の届出はなかった。 <ul style="list-style-type: none"> 6.1(日) : 横浜、川崎地域 (前日にB型情報発令) 6.2(月) : 横浜、川崎、相模原、横須賀、県央、湘南、西湘地域 (前日にB型情報、当日A型予報発令) 6.3(火) : 相模原地域 (当日A型予報発令) 7.8(火) : 湘南地域 7.15(火) : 相模原地域 7.23(水) : 横浜、川崎、相模原地域 (当日A型予報発令) 7.24(木) : 横浜、川崎、相模原、県央、西湘地域 (前日にB型情報、当日A型予報発令) 7.25(金) : 横浜、川崎、相模原、横須賀、県央、湘南地域 (前日にB型情報、当日A型予報発令) 8.2(土) : 川崎地域 (当日にB型情報発令)
ウ 微小粒子状物質成分分析	<p>大和市役所測定局及び茅ヶ崎駅前交差点局の2か所において、年間56日 (H26.5.8(木)~22(木)、7.23(水)~8.6(水)、10.22(水)~11.5(水)及びH27.1.21(水)~2.4(水)) について24時間連続サンプリングを行って試料を採取した。なお、質量濃度は外部委託により測定を行った。</p>
エ 有害大気汚染物質モニタリング調査	<p>表3.2.1-4に示す有害大気汚染物質の大気中濃度の常時監視調査を外部委託により実施した。</p>
オ 環境基準の達成状況	<p>上記により大気常時監視を行った結果、H26年度の環境基準の達成率は次のとおり (政令市管理分も含む)。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 光化学オキシダント : 一般局0% (イ) 微小粒子状物質 : 一般局26.8%、自排局16.7% (ウ) 浮遊粒子状物質 : 一般局98.3%、自排局100% (エ) 二酸化窒素 : 一般局100%、自排局96.7% (オ) 二酸化硫黄 : 一般局100% (カ) 一酸化炭素 : 一般局100%、自排局100% (キ) 有害大気汚染物質 (ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン) : 100%

注1 B 型情報 ; 今後の気象条件によっては光化学スモッグの発生する恐れがあると認められる場合に発令

注2 A 型予報 ; 光化学スモッグの発生する恐れが大きいと認められる場合に発令

表 3.2.1-4 有害大気汚染物質モニタリング調査

調査地点	調査項目	調査頻度
全国標準監視地点 ・一般環境 3 地点 (小田原市役所、秦野市役所、厚木市役所) ・沿道 1 地点 (大和市深見台交差点)	アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、1,2-ジクロロタン、ジクロロメタン、水銀及びその化合物、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、1,3-ブタジエン、ベンゼン	年 12 回
	アセトアルデヒド、塩化メチル、クロム及びその化合物、酸化エチレン、トルエン、ベリリウム及びその化合物、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド、マンガン及びその化合物	年 4 回
地域特設監視地点 ・沿道 1 点 (厚木市立林中学校)	1,3-ブタジエン、ベンゼン	年 12 回
	アセトアルデヒド、トルエン、ベンゾ[a]ピレン、ホルムアルデヒド	年 4 回

(2) 水質常時監視

水質汚濁防止法第 16 条に基づき、県が定めた水質測定計画により公共用水域及び地下水質の常時監視測定調査を実施した。

事業名又は項目	概 要
ア 公共用水域水質測定調査	表 3.2.1-5 に示す 19 水域 50 地点の公共用水域の水質の常時監視調査を次のとおり 5 地域に分割し、外部委託により実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 河川 14 水域 21 地点を分割し 2 地域に区分 ▶ 湖沼 (流入河川を含む。) 2 水域 12 地点を 1 地域に区分 ▶ 海域 4 水域 17 地点を分割し 2 地域に区分
イ 地下水質測定調査	地下水の水質の常時監視調査を次のとおり実施した。 (ア) 概況調査及び継続監視調査 表 3.2.1-6 に示す調査を外部委託により実施した。 (イ) 汚染井戸周辺調査 継続監視調査で 1,4-ジオキサンの環境基準を超過した寒川町一之宮地区において、汚染範囲を確認するため、寒川町一之宮地区 4 地点、寒川町田端地区 4 地点、寒川町大曲地区 1 地点の計 9 地点において 1,4-ジオキサンの調査を外部委託により実施した。
ウ 環境測定分析データの精度管理	外部委託により実施したア及びイに係る常時監視に係る分析値の精度を確保するため、現場野帳の写し、測定結果速報値等を確認し、適切なサンプリング及び分析が実施されたことを確認する精度管理を実施した。
エ 環境基準の達成状況	上記により水質常時監視を行った結果、H26 年度の環境基準の達成状況は次のとおり (政令市管理分も含む)。 (ア) 公共用水域水質調査 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 健康項目：砒素が 3 地点で非達成 ▶ BOD又はCOD：設定54水域中48水域で達成 ▶ 全亜鉛・ノニルフェノール・LAS：設定 5 水域すべてで達成 ▶ 全窒素：(湖沼) 設定 2 水域 (相模湖、津久井湖) すべてで非達成 (海域) 設定 4 水域すべてで達成 ▶ 全リン：(湖沼) 設定 2 水域 (相模湖、津久井湖) すべてで非達成 (海域) 設定 4 水域中 3 水域で達成 (イ) 地下水質測定調査 <ul style="list-style-type: none"> ▶ メッシュ調査：116地点中112地点で環境基準達成 ▶ 定点調査：96地点中93地点で環境基準達成 ▶ 継続監視調査：148地点中57地点で環境基準達成

表 3.2.1-5 公共用水域水質調査

項目		内容
分析項目		健康項目（カドミウム、シアン等 27 項目）
		生活環境項目（pH、BOD 等 12 項目）
		特殊項目（溶解性鉄、フェノール類等 7 項目）
		その他項目（アンモニア性窒素、磷酸態磷等 8 項目）
		要監視項目（クロロホルム、ダイアジノン等 29 項目）及びプランクトン（湖沼及び海域）
調査地点及び採水頻度	河川	環境基準点 12 地点：毎月 1 日 12 時間間隔で 2 回（新崎川及び千歳川は毎月 1 日 1 回）
		補助点 9 地点：毎月 1 日 1 回
	湖沼	丹沢湖環境基準点 1 地点・補助点 1 地点：毎月 1 日 1 回上下層
		芦ノ湖環境基準点 4 地点及び丹沢湖補助点 2 地点：年 4 回 1 日 1 回上下層
	海域	東京湾環境基準点 5 地点 ^注 及び相模湾環境基準点 6 地点：毎月 1 日 1 回上下層
相模湾補助点 6 地点：年 4 回 1 日 1 回上下層		

注 全窒素、全磷、全亜鉛、ノニルフェノール及び LAS のみに係る環境基準点 1 地点を含む

表 3.2.1-6 地下水質測定調査

項目		内容
分析項目		健康項目（カドミウム、シアン等 28 項目）
		要監視項目（クロロホルム、ダイアジノン等 24 項目）
調査地点及び採水頻度	メッシュ調査	秦野市、綾瀬市、海老名市、愛川町に係る 34 地点：年 1 回
	定点調査	鎌倉市小町等（9 市 13 町 1 村）37 地点：年 1 回
	継続監視調査	鎌倉市材木座等（7 市 4 町）39 地点：年 1 回

（3）ダイオキシン類の常時監視

ダイオキシン類対策特別措置法第 26 条に基づき、県が定めた調査計画により大気、水域、土壌・地下水の濃度の監視調査及び汚染状況の確認調査を実施した。

事業名又は項目	概要
ア 大気調査	15 地点、年 2 回の常時監視調査を外部委託により実施した。
イ 水域・土壌・地下水調査	<p>（ア）常時監視調査 河川について 20 地点の水質及び 5 地点の底質、海域について 2 地点の水質及び底質、3 地点の土壌並びに 3 地点の地下水について、それぞれ年 1 回の調査を外部委託により実施した。</p> <p>（イ）汚染状況確認調査 過去の調査で環境基準を超過した地点等において汚染状況を確認するため、次の調査を外部委託により実施した。 ▶ 水質調査：目久尻川 2 地点、小出川 1 地点について年 4 回 ▶ 底質調査：目久尻川 1 地点、小出川 1 地点について年 1 回</p>
ウ 環境測定分析データの精度管理	外部委託により実施したア及びイに係る常時監視に係る分析値の精度を確保するため、サンプリングの立会いを行うとともに、現場野帳の写し、測定結果速報値等を確認し、適切なサンプリング及び分析が実施されたことを確認する精度管理を実施した。

（4）自動車騒音常時監視

騒音規制法第 18 条の規定に基づき、自動車騒音の常時監視調査を実施した。

事業名又は項目	概要
ア 自動車騒音面的評価	県内町村地域の道路に係る自動車騒音の面的評価を行うため、18 区間、70.9km の道路について騒音、交通量、走行速度、騒音発生強度の調査を外部委託により実施した。

3. 2. 2 環境情報の管理・提供業務

県民・事業者への環境情報の提供、環境行政業務の支援に関する業務を行った。

(1) 県民・事業者への環境情報の提供

化学物質の MSDS 情報及び環境監視システムで収集した常時監視データ等の環境情報を県民及び事業者に提供した。

事業名又は項目	概要
ア 化学物質安全情報提供システム (KIS-NET)	化学物質による環境汚染を未然防止するため、化学物質使用事業所の自主管理体制を支援する目的で構築した「化学物質安全情報提供システム」(KIS-NET)を運用し、化学物質 4,227 物質の物性、有害性、法規制等の MSDS 情報をインターネットを通じて提供した。アクセス数 726,912 件。 URL http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/kisnet/
イ その他の環境情報	インターネット又は電子メールを用いて、次の情報を提供した。 (ア) 環境科学センターホームページ 環境科学センターの各種業務紹介、イベントのお知らせ等を提供。アクセス数 2,875,267 件。 URL http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/center/contents.html (イ) 大気汚染常時監視測定 大気常時監視のリアルタイムデータを web 配信。アクセス数 10,598,540 件。 URL http://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/index.html (ウ) 光化学注意報発令状況 光化学スモッグ注意報等の緊急時措置情報を web 配信。アクセス数 473,173 件。 URL http://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/haturei/index.html (エ) 大気汚染情報携帯サイト 光化学スモッグ及び PM2.5 に関する情報を配信。アクセス数 1,500,766 件。 URL http://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/i/index.html (オ) PM2.5 高濃度予報 PM2.5 高濃度予報を 8:00 及び 13:00 に web 配信。アクセス数 7,635,804 件。 URL http://www.pref.kanagawa.jp/sys/taikikanshi/taiki/pm25information.html (カ) 大気汚染情報メール 「光化学スモッグ情報」、「大気濃度 1 時間値」及び「二酸化窒素情報」をメーリングリスト登録者にメール配信。 (キ) かながわ PRTR 情報室 H24 年度分までの県内市町村別データを作成し、web 公開。アクセス数 35,284 件。 URL http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/prtr/
ウ 神奈川の大气汚染の発行	H25 年度の大気常時監視測定結果をとりまとめ、H27. 2 に「平成 25 年度神奈川の大气汚染」を発行した。

(2) 環境行政業務の支援

環境保全及び廃棄物行政業務で利用するコンピュータシステムの運用管理を行い、行政業務を支援した。

事業名又は項目	概要
ア 環境情報処理システムの運用	県庁と地域県政総合センター間で稼働している工場・事業場情報管理システム、水質管理システム、産業廃棄物情報管理システム及び自動車リサイクル情報管理システムの 4 つのサブシステムで構成する環境情報処理システムの保守管理を外部委託により実施した。

3. 2. 3 行政関連の調査等の業務

(1) 行政からの依頼に基づく調査

大気水質課からの依頼に基づき、航空機騒音に関する調査を実施した。

事業名又は項目	概 要
ア 航空機騒音測定調査 関係機関：大気水質課	<p>短期調査として実態調査を行うとともに、前年度データの通年解析を行った。</p> <p>(ア) 短期調査</p> <p>厚木海軍飛行場の航空機の離発着に伴う騒音の発生状況を把握するため、次の2地点において L_{den} (時間帯補正等価騒音レベル) 及び WECPNL (加重等価平均感覚騒音レベル) の測定を実施した。</p> <p>測定値の評価は、通年調査地点の年間値が確定する平成 27 年度に行う予定。</p> <ul style="list-style-type: none">▶ 海老名市立有鹿小学校 (H27. 1. 29(木)～2. 17(火))▶ 茅ヶ崎市立松林小学校 (H27. 1. 22(木)～2. 12(木)) <p>(イ) 前年度の通年測定データ解析</p> <p>厚木海軍飛行場の航空機騒音に係る環境基準の達成状況の把握及び地域類型見直しの資料とするため、H25 年度に I 類型 30 地点、II 類型 2 地点、類型指定地域外 2 地点の計 34 地点で実施した通年測定によるデータの解析を行い、L_{den} 及び WECPNL の評価を行った。測定データは県基地対策課及び周辺の各市から提供を受けた。</p> <p>L_{den} の年間平均値で評価したところ、I 類型は 8 地点、II 類型は 1 地点で環境基準を達成していた。</p>